（行政機関職員定員令の一部改正）

第十三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表農林水産省の項中「一八、七四四人」を「二三、三三七人」に改め、同表合計の項中「二九四、五三七人」を「二九九、一三〇人」に改める。

第三条を削る。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第十四条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第四項」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号」に改め、「治山事業」の下に「（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業及び当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他当該災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものを除く。）」を加え、同項第二号中「特別会計に関する法律」の下に「（平成十九年法律第二十三号）」を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十六条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　出納整理期限（第三条―第七条）」を「第二節　削除」に、「第十一節　国有林野事業特別会計（第六十七条―第八十二条）」を「第十一節　削除」に改める。

第一条第三号を次のように改める。

三　削除

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第一章第二節を次のように改める。

第二節　削除

第三条から第七条まで　削除

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十四条第一項第五号から第七号までを削り、同条第二項中「前項第一号から第四号まで」を「前項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二章第十一節を次のように改める。

第十一節　削除

第六十七条から第八十二条まで　削除

附則第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

附則第七十四条の次に次の五条を加える。

（国有林野事業債務管理特別会計における徴収済額の報告）

第七十四条の二　国有林野事業債務管理特別会計の歳入徴収官は、毎月、徴収済額報告書を作成し、参照書類を添付して、その翌月十五日までに林野庁長官に送付しなければならない。

2　林野庁長官は、前項の規定により送付された徴収済額報告書に基づき、徴収総報告書を作成し、参照書類を添付して、その月中に、農林水産大臣を経由して財務大臣に送付しなければならない。

（国有林野事業債務管理特別会計における支出済額の報告）

第七十四条の三　国有林野事業債務管理特別会計のセンター支出官は、毎月、支出済額報告書を作成し、その翌月十五日までに林野庁長官に送付しなければならない。

2　林野庁長官は、前項の規定により送付された支出済額報告書に基づき、支出総報告書を作成し、その月中に、農林水産大臣を経由して財務大臣に送付しなければならない。

（国有林野事業債務管理特別会計に係る林野庁の帳簿）

第七十四条の四　林野庁は、国有林野事業債務管理特別会計の日記簿、原簿及び補助簿を備え、同会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第七十四条の五　林野庁は、前条及び令第百三十条に規定する帳簿のほか、国有林野事業債務管理特別会計の支払元受高差引簿を備え、支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

第七十四条の六　前二条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、財務大臣が定める。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第十八条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第二十条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項」を「国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項」に改め、同条第十五号中「特別会計に関する法律第百五十八条第四項」を「森林法第十条の十五第四項第四号」に改め、「治山事業」の下に「（第八号又は第十一号に掲げる事業であるものを除く。）」を加え、同条第二十号中「特別会計に関する法律」の下に「（平成十九年法律第二十三号）」を加える。